

賦課金の分担等に関する規約

技術研究組合 NMEMS 技術研究機構

平成23年7月14日制定

(目的)

第1条 この規約は、定款第14条の規定に基づき、賦課金の分担方法等について定める。

(定義)

第2条 賦課金は、組合の事業活動に必要な一般管理費（間接部門の人件費、事務所の賃借料、共通経費等）及び試験研究費で、研究委託費として交付される資金から支出しないものをいう。

(賦課金額等)

第3条 賦課金の額及び賦課割合は、各組合員が定款第6条第1号の事業を行う範囲、当該事業の成果を利用しようとする分量、その他次条を考慮して総会の決議により定める。

(徴収)

第4条 組合員は、その負担すべき賦課金を組合に支払うものとし、支払方法等の詳細は理事長が決定する。

(新規加入組合員の賦課金)

第5条 新規に組合に加入する組合員については、当該新規加入組合員が参画する研究プロジェクトについて、既存組合員が既に負担した過去の賦課金と同額を加入時に一括して徴収する。ただし、新規加入者の参画が研究開発の成果達成に不可欠なものであるとして、新規加入時に係る賦課金からの徴収で差し支えない旨総会の決議をもって認められた場合には、新規加入時に係る賦課金から徴収することができる。

(脱退組合員の賦課金)

第6条 組合員が組合から脱退した場合には、既に負担した賦課金（脱退事業年度において負担したものを含む）の返還は行わない。

(規約の改廃)

第7条 本規約の改正又は廃止は、総会の議決をもってこれを行う。

(その他)

第8条 その他、賦課金の分担等に関する細則が必要とされるときは、総会でこれを定める。

附 則 本規約は設立の日から施行する。